

BSE対策の改正により変更された部分

- 牛の月齢により、SRMとして扱われる部位が異なる。

★30か月以下の牛は扁桃および回腸のみがSRM

頭部から食用として取れる部分が増える。

(内側咬筋、こめかみ肉、口唇など)

脊髄・せき柱を食用として扱える。

(せき柱を残したままでも提供できる。Tボーンステーキも可能)



そのためには月齢による区分処理が必要となる



9

G-1施設の月齢区分方法

○ 受付時

- 1 (独)家畜改良センターのデータベースと個体識別番号、出荷牛育成履歴申告書により月齢を確認し、受付番号をつける。
- 2 コンピューターに入力し、受付番号と関連づけをする。
- 3 「受付明細」をプリントアウトし、30か月齢以上の牛に記号をつける。
- 4 施設に搬入するとき、30か月齢以上の牛の頭・角および背部に薄緑色のスプレーで印をつけ、引き綱に青ラインを入れた受付番号シールを貼る。
- 5 30か月齢以上の牛では、解体処理で使用すると畜番号札に青色のラインを入れる。



| | |
|----|-----|
| | ○ |
| | 5 6 |
| 頭 | 5 6 |
| 内臓 | 5 6 |



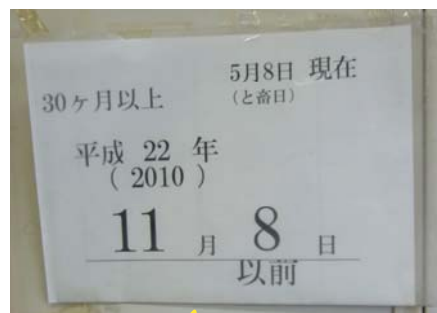
10

*G-1施設では牛肉輸出をしているため、月齢区分は30か月未満・30か月以上としている。

G-1施設の月齢区分方法

○ 受付

| 受付No. | 畜種名 | 支所名 | 性別 | 月齢 | 父種別 | 母種別 | 生年月日 | 生後日数 (月齢) |
|-------|-----|-----|----|----|------|---------|------------|--------------|
| 69 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 10 | 黒毛和種 | 黒毛和種 | 2010-07-23 | 1020 |
| 70 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2011-01-02 | 857 |
| 71 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 10 | 黒毛和種 | ホルスタイン種 | 2010-10-15 | 938 |
| 72 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2010-07-21 | 1012 |
| 73 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2011-05-02 | 826 |
| 74 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2011-01-05 | 948 |
| 75 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2010-12-17 | 960 |
| 76 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2010-12-17 | 960 |
| 77 | 群馬 | 群馬 | 牝 | 11 | 安納種 | | 2010-12-17 | 960 |



30か月齢以上の牛には、赤丸がつけられている

と畜当日検査前に検査員に渡される受付明細。と畜番号、個体識別番号、誕生日、月齢などの情報が記載されている。

毎日壁に貼られる30か月齢以上に該当する牛の誕生日。



11

G-1施設の月齢区分方法



30か月齢以上の牛の頭部・背部に薄緑色のスプレーでマーキング、頭絡の札に青いラインを入れる。



12